

令和5年(2023 年)5月10日

保 護 者 様

宝塚市教育委員会

新型コロナウイルス感染症罹患時における出席停止期間早見表活用のお願について

平素は、本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝いたします。

さて、本年5月8日(月)をもって、新型コロナウイルス感染症が、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の5類感染症に移行されることとなり、それに伴い文部科学省においても、関係法令等が改正されました。

こうした国の対応に基づき、本市においても、5月2日付けで「5月8日以降の学校園における新型コロナウイルス感染症対策について」の文書を発出させていただいたところです。

その中で新型コロナウイルス感染症に感染した場合、出席停止の期間を経て登校園するに当たっては、学校園に医療機関が発行する陰性証明書や解除証明書の提出の必要がない旨通知させていただいていますが、各家庭において出席停止期間を正確に把握いただくため、別紙のとおり「新型コロナウイルス感染症罹患時における出席停止期間早見表」を作成しました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症罹患時における学校園への再登校園にあたっては、初診時の医師の指示及び別紙「新型コロナウイルス感染症罹患時における出席停止期間早見表」に基づき、出席停止期間を確認いただくようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため、法令で定められている期間中(※)に登校園しないよう、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。出席停止解除証明書の提出は原則不要としますが、再登校園の際、自宅待機期間が明確に確認できない場合につきましては、待機期間を確認するための確認書や医療機関を受診された証明(診療報酬明細書等)のご提出をお願いする場合があります。

※新型コロナウイルス感染症と診断された場合、以下の2つの条件が全て満たされなければ登校園出来ません。(学校保健安全法施行規則第19条第2号に基づき出席停止となります。)

- ①発症した後、5日を経過している。
- ②症状が軽快した後、1日を経過している。

両方の条件が必要です。

宝塚市教育委員会事務局 学事課 学校保健担当

TEL 0797-77-2366 FAX 0797-71-1891

E-mail

m-takarazuka0111@city.takarazuka.lg.jp

出席停止期間は、年齢によらず保育所・幼稚園・小学校・中学校ともに同じ期間となります。

【新型コロナウイルス感染症出席停止期間早見表】

●出席停止期間：『発症した後5日を経過』かつ『症状が軽快した後1日』

- 発症した日（症状が出た日）は0日目となります。
- 感染症は新型コロナウイルスだけではなく、発熱やその他の症状があるときは、医療機関を受診されることをおすすめします。

基準	発症した後5日を経過	発症後0日目	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後5日を経過した後		
	6日目	7日目	8日目							
例1	発症後1日目に症状が軽快した場合	発症	症状軽快	症状軽快後1日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能		
例2	発症後2日目に症状が軽快した場合	発症	症状継続	症状軽快	症状軽快後1日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能		
例3	発症後3日目に症状が軽快した場合	発症	症状継続	症状継続	症状軽快	症状軽快後1日目	発症後5日目	登校可能		
例4	発症後4日目に症状が軽快した場合	発症	症状継続	症状継続	症状継続	症状軽快	症状軽快後1日目	登校可能		
例5	発症後5日目に症状が軽快した場合	発症	症状継続	症状継続	症状継続	症状継続	症状軽快	登校可能		
例6	発症後6日目に症状が軽快した場合	発症	症状継続	症状継続	症状継続	症状継続	症状継続	症状軽快	登校可能	

※「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。